

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7資第322号

7上伊地環第38-1号

7上伊地環第52-1号

令和8年（2026年）2月5日

長野県知事
長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	○
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	シブキヤ建設株式会社 代表取締役 片桐 俊人 長野県下伊那郡松川町元大島 2715番地47
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の変更許可
条例第42条	<p>① 廃棄物の処理施設の設置の場所</p> <p>○廃プラスチック類の破碎施設（※木くず及び繊維くず（廃畳に限る。）の破碎施設の一次破碎機を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784番2</p> <p>○木くず及び繊維くず（廃畳に限る。）の破碎施設（※一次破碎機は廃プラスチック類の破碎施設を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784番7</p> <p>○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。）の破碎施設（※既設のがれき類の破碎施設（許可番号：082106）を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4780番1</p> <p>② 廃棄物の処理施設の種類</p> <p>中間処理施設（破碎施設）</p> <p>③ 処理を行う廃棄物の種類</p> <p>○破碎する廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず（廃畳に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。）、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p> <p>④ 廃棄物の処理施設の処理能力</p> <p>○廃プラスチック類の破碎施設（※木くず及び繊維くず（廃畳に限る。）の破碎施設の一次破碎機を兼ねる。） 長野県下伊那郡松川町上片桐 4784番2 150.4t/日（18.8t/h: 8時間稼働）</p> <p>○木くず及び繊維くず（廃畳に限る。）の破碎施設（※一次破碎機は廃プラスチック類の破碎施設を兼ねる。） ・木くず: 195.2t/日（24.4t/h: 8時間稼働）（破碎機 2台）</p>

	<p>29.5 t/h、24.4 t/h) • 繊維くず(廃棄に限る。) : 42.4 t/日 (5.3t/h : 8時間稼働) (破碎機 2台 : 6.4 t/h、5.3t/h) ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。)の破碎施設 (※既設のがれき類の破碎施設(許可番号: 082106)を兼ねる。) 496 日/h (62t/h : 8時間稼働) (破碎機 2台 : 62 t/h、88.4 t/h)</p>				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="text-align: center;">旧</td> </tr> <tr> <td> ○中間処理 • 破碎する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類、木くず、繊維くず(廃棄に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。)、がれき類</u> ○最終処分 • 安定型埋立する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</u> (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。 </td> <td> ○中間処理 • 破碎する産業廃棄物 <u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限り、がれき類)</u> ○最終処分 • 安定型埋立する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</u> (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。 </td> </tr> </table>	新	旧	○中間処理 • 破碎する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類、木くず、繊維くず(廃棄に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。)、がれき類</u> ○最終処分 • 安定型埋立する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</u> (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○中間処理 • 破碎する産業廃棄物 <u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限り、がれき類)</u> ○最終処分 • 安定型埋立する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</u> (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
新	旧				
○中間処理 • 破碎する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類、木くず、繊維くず(廃棄に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず及び陶磁器くずに限り、廃石膏ボードを除く。)、がれき類</u> ○最終処分 • 安定型埋立する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</u> (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○中間処理 • 破碎する産業廃棄物 <u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限り、がれき類)</u> ○最終処分 • 安定型埋立する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</u> (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。				
⑤変更の概要					
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の設置許可				
条例第42条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 2			
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破碎施設 (※木くず及び繊維くず(廃棄に限り、)の破碎施設の一次破碎機を兼ねる。)			
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	150.4 t/日 (18.8 t/h : 8時間稼動)			
申請の区分 (III)	産業廃棄物処理施設の設置許可				
条例第42条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町上片桐 4784 番 7			
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 (※一次破碎機は廃プラスチック類の破碎施設を兼ねる。)			
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。			

	④廃棄物の処理施設の処理能力	195.2 t/日 (24.4 t/h : 8時間稼動) (破碎機 2台 : 29.5 t/h, 24.4 t/h)
条例 第 42 条	⑤対象周辺地域の範囲	(範囲) 下伊那郡松川町 新井北部自治会 下伊那郡松川町 松川自治会 下伊那郡松川町 部奈第一自治会 下伊那郡松川町 鶴部自治会 上伊那郡中川村 渡場地区
	⑥対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	(範囲) • 松川町長 • 中川村長 • 対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 • 対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑦見解書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47 シブキヤ建設株式会社 事務所内 (期間) 事業計画協議終了日まで (時間) 午前8時から午後5時まで
	⑧対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和7年9月18日(木) 午後7時から (場所) 新井北部集会場 長野県下伊那郡松川町元大島 1777 番地
		(日時) 令和7年9月19日(金) 午後7時から (場所) 松川自治会会所 長野県下伊那郡松川町元大島 2751 番地
		(日時) 令和7年9月22日(月) 午後7時から (場所) 渡場会館 長野県上伊那郡中川村葛島 945 番地2
		(日時) 令和7年9月24日(水) 午後7時30分から (場所) 部奈第一自治会会所 長野県下伊那郡松川町生田 2146 番地
		(日時) 令和7年9月28日(日) 午前9時から (場所) 宮会所 長野県下伊那郡松川町上片桐 4722 番地
関 係 図 書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和8年2月6日(金)～3月9日(月) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前9時～午後4時30分

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第43条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15号	提出期限 令和8年3月9日(月) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井3497番地 長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- 提出書類はいずれも日本産業規格A4列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。

- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。